

■議案第31号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成25年6月14日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者の有する介護支援専門員の員数に関する基準（介護保険法第81条第1項）及び指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準（同条第2項）は、現在、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」で定められていますが、都道府県、指定都市及び中核市の定める条例に委任されることとなりました。（施行日から1年以内（平成27年3月31日まで）の経過措置があります。）

既存の例規においては、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を引用しているため、基準となる都道府県の条例の制定に合わせて引用先を改正する必要があります。

高知県におきましては、高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例が平成25年12月27日に制定公布されています。

【主な改正内容】

- ① 第93条第2項中「規則で定める指定居宅介護支援の」を「高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第72号）第17条各号に掲げる」に改正します。
- ② その他県条例の引用先の改正、一部字句修正により以下の箇所を改正します。
 - ・第6条第2項中「第5条第2項」⇒「第7条第2項」
 - ・第6条第4項中「第5条第1項」⇒「第7条第1項」、「第60条第1項」⇒「第67条第1項」
 - ・第6条第5項第1号中「第121条第1項」⇒「第151条第1項」
 - ・第6条第5項第2号中「第142条第1項」⇒「第193条第1項」
 - ・第6条第5項第3号中「第174条第1項」⇒「第221条第1項」
 - ・第6条第12項中「第60条第1項」⇒「第67条第1項」、「第59条」⇒「第66条」、「第60条第1項第1号イ」⇒「第67条第1項第1号ア」、「同条第5項」⇒「同条第6項」、「同条第1項第1号イ」⇒「同条第1項第1号ア」、「指定居宅サービス等基準条例第60条第1項第1号ア」⇒「同条第4項」
 - ・第14条中「第82条第10項に規定する「介護支援専門員」をいう」⇒「法第7条第5項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ」
 - ・第25条第3項中「同条第11項」⇒「同条第10項」
 - ・第25条第4項中「次条第11項」⇒「次条第10項」
 - ・第39条第1項中「第115条の46条第1項」⇒「第115条の46第1項」

- ・第42条第2項第4号中「第26条第11項」⇒「第26条第10項」
- ・第48条中「第5条第1項」⇒「第7条第1項」
- ・第51条第6号中「第60条第1項第1号」⇒「第67条第1項第1号」
- ・第64条第1項中「第70条第1項」⇒「第71条第1項」、「第70条」⇒「第71条」
- ・第82条第12項中「第96条」⇒「第96条第1項」
- ・第110条第1項中「第70条第1項」⇒「第71条第1項」、「第69条」⇒「第70条」
- ・第110条第10項中「第70条第1項から第10項まで」⇒「第71条第1項から第9項まで」
- ・第113条第7項中「第73条第1項」⇒「第74条第1項」
- ・第149条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」⇒「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」
- ・第151条第3項中「第38条」⇒「第48条」
- ・第151条第12項中「第129条第1項」⇒「第133条第1項」
- ・第151条第13項中「第93条第1項」⇒「第102条第1項」、「第97条第1項」⇒「第100条第1項」
- ・第190条中「第59条」⇒「第66条」
- ・第191条第10項中「第60条第1項第1号ア」⇒「第67条第1項第1号ア」、「同条第4項」⇒「同条第5項」
- ・第201条第2項第5号中「第199条第10項」⇒「第199条第9項」
- ・附則第6条第1項中「「4人」」⇒「「1人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人」」

【施行期日】

平成27年3月31日